

ご遺族の方へ

袋井市

発	行	袋井市市民生活部市民課戸籍住民係担当
編	集／制	作 株式会社鎌倉新書
発	行	年 2026年3月作成



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去に心よりお悔み申し上げます。

袋井市では、
ご遺族の方が届出等をしなければならない役所関係の手続きと、
一般的な役所以外の手続きについて、
パンフレットを作成いたしました。

ご不明な点がありましたら、担当窓口までお問い合わせください。
このパンフレットが、ご遺族の皆様になんらかのお役に立てば幸いです。

袋井市役所 0538-43-2111(代表)

もくじ

1. 死亡届について	p.5
2. 障害福祉の手続きについて	p.8
3. 年金の手続きについて	p.8
4. 介護保険について	p.9
5. 葬祭費について	p.9
6. 亡くなられた方に子どもがいる場合	p.10
7. 税の手続きについて	p.10
8. 住宅関係の手続きについて	p.12
9. 外国籍の方の死亡届について	p.14
10. 農業者年金・農地の相続の手続きについて	p.15
11. 袋井市夢の丘墓園について	p.16
12. お問い合わせ窓口一覧	p.19
13. その他の主な手続き	p.21

チェックシート

故人について当てはまる情報に✓点をつけてください。
「はい」に✓点がついた項目は、該当ページで確認してください。

確認事項 (故人について)		チェック	該当ページ
住民票	故人を含め同世帯に15歳以上の方が3名以上でしたか?	☐ はい ☐ いいえ	p.7
	外国籍でしたか?	☐ はい ☐ いいえ	p.14
障害 被害	障害者手帳をお持ちでしたか?	☐ はい ☐ いいえ	p.8
年金	国民年金を受給または、加入していましたか?	☐ はい ☐ いいえ	
介護 保険	65歳以上の方でしたか?	☐ はい ☐ いいえ	p.9
	40～64歳で要介護認定を受けていましたか?	☐ はい ☐ いいえ	
健康 保険	国民健康保険に加入していましたか?	☐ はい ☐ いいえ	
	後期高齢者医療保険に加入していましたか?	☐ はい ☐ いいえ	
子育て	子ども医療費受給者証をお持ちでしたか?	☐ はい ☐ いいえ	p.10
	児童手当を受けているご家庭でしたか?	☐ はい ☐ いいえ	
	ひとり親家庭等医療費助成受給者証及び児童扶養手当 証書をお持ちでしたか?	☐ はい ☐ いいえ	
税金	市・県民税、森林環境税を納付していましたか?	☐ はい ☐ いいえ	p.11
	袋井市内に土地や建物(固定資産)を所有していましたか?	☐ はい ☐ いいえ	
	軽自動車やバイク、原動機付自転車をお持ちでしたか?	☐ はい ☐ いいえ	
その他	市営住宅に入居していましたか?	☐ はい ☐ いいえ	p.12
	会社員でしたか?	☐ はい ☐ いいえ	p.21
	個人事業主でしたか?	☐ はい ☐ いいえ	p.22

身近な人が亡くなった後の手続き等の一般的な流れ（目安）

	3カ月以内	4カ月以内	10カ月以内	1年以内	3年以内
葬儀法要	○納骨 ○四十九日 ○初七日 ○通夜・葬儀告別式 ○葬儀法要の連絡・調整			○一周忌	
届出・手続き	○相続放棄・限定承認 ○相続財産の調査 ○相続人の調査・確定 ○遺言書の調査・ 遺言書の検認 ○公共料金等の手続き (27ページ参照) ○健康保険・年金関係の手続き ○世帯主変更 ○死亡届等 (23、24ページ参照)		○払戻・解約名義変更等 ○遺産分割協議(23ページ参照)	○遺留分侵害額請求	○不動産相続登記(24ページ参照)
税金		○所得税の 準確定申告(24ページ参照)	○相続税の申告・納付 (24ページ参照)		

袋井市で必要な手続きについては次のページから、窓口とあわせて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

※窓口だけを知りたい方は、19ページに窓口一覧を掲載しています。

〈次ページ〉
必要な手続きの詳細について

〈19ページ〉
必要な手続きの窓口一覧

〈21ページ〉
袋井市以外で必要な手続き

1. 死亡届について

7日以内

◇死亡届

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。
戸籍に死亡の記載がされるまで日数がかかります。

◇届出地

亡くなられた方の本籍地、届出人の住所地、亡くなられた場所のいずれかの市区町村役所・役場

◇届出人

- ・親族
 - ・同居者
 - ・亡くなられた場所の家主・地主・家屋または土地の管理人
 - ・成年後見人・保佐人・補助人
- (登記事項証明書または裁判所の謄本の提出が必要です。)

◇必要なもの

- ・死亡届(右半面の死亡診断書に、医師による証明のあるもの)1通

◇火葬許可証

死亡届を受理した際にお渡しします。予約された火葬場名をお知らせください。

◇袋井市に届出を提出する場合は

【平日(8:30～17:00)】

市役所本庁舎1階市民課・浅羽支所1階市民サービス課

【夜間及び休日】

市役所本庁舎1階東側夜間休日窓口・浅羽支所1階西側夜間休日窓口

なお、夜間休日窓口で届出をお預かりした場合、翌開庁日以降に添付書類の確認等で来庁をお願いすることがあります。

◇お亡くなりになった後の手続き

お亡くなりになった方が袋井市民の場合は、届出からおおむね2、3日後(土・日・祝日・年末年始を除く)に、市役所から手続きに関する案内文書を郵送いたします。

※年末年始、大型連休中に届出された場合や袋井市以外の自治体へ届出された場合はさらに日数がかかります。

◇死亡の記載をされた戸籍謄本等の発行

戸籍に死亡の記載がされるまでにおおよそ以下の日数がかかります(土日祝日を除く)

- ・本籍地に届出をした場合→おおむね7日
- ・本籍地以外に届出をした場合→おおむね10日～14日

※年末年始、大型連休中に届出をされた場合、上記より日数がかかります。

※なお、相続等の手続きには、相続人の確定のため亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本や除籍謄本が必要となる場合があります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

市民課 戸籍住民係 ☎ 0538-44-3112
浅羽支所 市民サービス課 ☎ 0538-23-9211

MEMO

住民票について ※亡くなられた方が袋井市に住民登録がある場合

14日以内

◆世帯主変更届

死亡届が提出されると届出を受理した役所から、本籍地及び住民登録地に死亡の通知が送付されますので、住民票について特別な届出は必要ありません。

ただし、世帯主が亡くなられ、同世帯に15歳以上の人が2人以上いる場合は、世帯主変更の手続きが必要となります。

・届出される方……亡くなられた方と同世帯の方

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

市民課 戸籍住民係 ☎0538-44-3112
浅羽支所 市民サービス課 ☎0538-23-9211

◆マイナンバーカードについて

亡くなられた方のマイナンバーカードは、死亡届の提出により住民票が削除されると、自動的に廃止となり使用できなくなりますので、カードの返納は不要です。

お亡くなり後の手続きにおいて、「個人番号」が必要になる場合がありますので、しばらくの間は保管することをお勧めします。(市役所窓口で、お亡くなりになられた方の個人番号を知ることはできません。)

なお、カードが不要になった場合には、カードを裁断してから廃棄してください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

市民課 マイナンバー利用推進係
☎0538-44-3108

2. 障害福祉の手続きについて

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方が亡くなられたときは、返還手続きを行っていただく必要があります。

その他、亡くなられた方が重度障害者医療費助成受給者証(マル障医療証)など、障害に関するお手続きをされていた場合は、所定の手続きが必要となることがありますので、お問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

しあわせ推進課 障がい者福祉係
☎0538-44-3114

3. 年金の手続きについて

◆年金受給者が死亡したとき

亡くなられた方が年金受給者の場合、年金受給者死亡届、遺族年金や未支給年金の請求等の手続きが必要になることがあります。

なお、亡くなられた方が農業者年金受給者の場合は、本書15ページをご覧ください。

また、各種年金基金については、受給している団体へお問い合わせください。

◆国民年金に加入中の方(国民年金第1号被保険者の方)が死亡したとき

国民年金に加入中の方が亡くなられた場合、死亡後の手続きが必要になることがあります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

保険課 国保年金係
☎0538-44-3113

4. 介護保険について

袋井市の介護保険の被保険者（65歳以上の方等）が亡くなられたときは、介護保険被保険者証等をご返却ください。また、介護保険料の精算の手続きや、高額介護サービス費等の手続きが必要な場合がありますので、相続人の方の口座番号のわかるもの（通帳等）をお持ちください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

保険課 介護保険係
☎ 0538-44-3152

5. 葬祭費について

「袋井市の国民健康保険に加入されていた方」及び「袋井市で後期高齢者医療保険制度に加入されていた方」が亡くなられたときは、葬祭を行った方（喪主）に対して50,000円が支給されます。

◆申請に必要なもの

1. 亡くなられた方の資格確認書または資格情報のお知らせのいずれか
（既に返還された場合は不要です。）
2. 亡くなられた方・葬祭を行った方（喪主）・葬祭を行った日を確認できるもの
（会葬礼状、訃報のお知らせ等）
3. 申請者（葬祭を行った方）の振込先口座がわかるもの（預金通帳等）
※葬祭を行った日の翌日から2年以内に申請してください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

保険課 保険給付係
☎ 0538-44-3191

6. 亡くなられた方に子どもがいる場合

子どもに関する手当を受けている方が亡くなられたときは、変更などの手続きが必要になりますので、次の担当へお問い合わせください。また、20歳未満の子どもを養育されている方（父または母等）が亡くなられたときに、ひとり親家庭の手当や医療費助成の対象となる場合があります。該当の有無について、お早めに次の担当へお問い合わせください。

詳しくは下記までお問い合わせください

こども政策課 給付係
☎ 0538-44-3184

7. 税の手続きについて

◆市県民税・森林環境税

市県民税・森林環境税が課税される基準日は1月1日現在となっています。したがって、1月2日以降に亡くなられた方で、前年中に一定額以上の所得があった場合は、相続人に納税義務が継承されますので、相続人代表者指定届の提出が必要です。
口座振替をご利用だった場合、口座名義人の死亡により口座が凍結されると振替できなくなるため、残りの税金は納付書でお納めください。

市県民税・森林環境税についてご不明な点は、下記までお問い合わせください

課税課 市民税係
☎ 0538-44-3109

所得税の準確定申告・相続税の申告が必要になる場合があります

磐田税務署
☎ 0538-32-6111(代表)

◇固定資産税・都市計画税

市内に固定資産を所有する方が亡くなられた場合、相続人に納税義務を承継していただくことになります(地方税法第9条)ので相続人代表者指定届の提出が必要です(共有の固定資産の場合は、届け出が不要な場合もあります)。口座振替をご利用だった場合、口座名義人の死亡により口座が凍結されると振替できなくなります。一旦、納付書での納付に切り替え、相続手続きが済みましたら、新しい口座での振替をお申込みください。

固定資産税・都市計画税

課税課 資産税係
☎ 0538-44-3110

口座振替に関すること

納税課 納税証明係
☎ 0538-44-3219

◇軽自動車税

オートバイ・軽自動車等を所有されている方がお亡くなりになった場合、名義変更や廃車の手続きが必要です。詳しくは、下記にお問い合わせください。

原付(125cc以下)・小型特殊自動車・ミニカー・電動キックボード

納税課 納税証明係
☎ 0538-44-3219

125ccを超えるオートバイ

静岡運輸支局 浜松自動車検査登録事務所
☎ 050-5540-2052

三輪・四輪の軽自動車

軽自動車検査協会 静岡事務所浜松支所
☎ 050-3816-1777

8. 住宅関係の手続きについて

◇市営住宅入居者が亡くなられたとき

亡くなられた方が市営住宅入居者の場合、以下の手続きの流れに従い、各種届出や申請が必要となります。

(1)静岡県住宅供給公社※へ連絡してください。

※袋井市は管理代行及び指定管理者制度により市営住宅等の管理・手続き等を委託しています。

【連絡先】静岡県住宅供給公社 西部支所 ☎ 053-455-0025

内容を確認した後に、手続きに必要な届出書や申請書を送付いたします。

(2)どなたがお亡くなりになったかにより、必要な手続きが異なります。

(ア)入居名義人が亡くなり、同居されている方がいる場合

①異動の手続き(市営住宅入居者等異動届出書の提出)

②名義を引き継ぐ手続き※(入居承継承認申請書の提出)

※入居承継ができない場合がありますので、必ず申請前に一度ご相談ください。

(イ)入居名義人が亡くなり、同居されている方がいない場合

①異動の手続き(市営住宅入居者等異動届出書の提出)

②住宅を明渡す手続き※(市営住宅返還届の提出)

※明渡す際には、使用されていた家具・物品等を撤去し、原状回復していただいた上で、確認のため検査の立会いをお願いします。

(ウ)入居名義人の方以外が亡くなられた場合

①異動の手続き(市営住宅入居者等異動届出書の提出)

(3)その他、必要な添付書類をご用意ください。

①亡くなられた方の住民票(除票)の写し等(市民課で発行)

(4)上記の(2)と(3)の書類を合わせ、下記【提出先】へ提出してください。

【提出先】〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目12番1号

県浜松総合庁舎9階 静岡県住宅供給公社 西部支所

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

建築住宅課 施設営繕係
☎ 0538-44-3120

◇住まいに関する相談について

亡くなられた方の住まい（土地や建物等）に関する相談をお聞きし、関連業務の提供を行います。なお、不動産登記手続については静岡地方法務局 袋井支局へお問い合わせください。

【相続相談業務】

相続、登記等各種法的手続についての相談については、すまいの相談センターが内容を聞き取りし、司法書士会へ情報提供します。司法書士会は依頼者に対応方法を提案し、個別の担当司法書士による対応を要する事案については、司法書士を紹介します。（司法書士への報酬等の費用が発生する場合がございます。）

【見守り管理業務】

住まいの外観見回り調査や樹木の剪定・除草等を希望される場合、シルバー人材センターや障がい者就労支援事業所を紹介します。（有料サービス）

【不動産流動化業務】

土地や建物の売却や賃貸を希望される場合、協力事業者（市内外宅建業者）を紹介します。

【解体業務】

建物の解体を希望される場合、協力事業者（市内解体業者）を紹介します。

その他の住まいに関する相談も受け付けておりますので、お気軽にふくろいすまいの相談センターへご相談ください。

不動産登記手続は、下記までお問い合わせください

静岡地方法務局 袋井支局
☎ 0538-42-3545

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

ふくろいすまいの相談センター（火・水・木・土曜日8:30～17:15）
※祝日、12月29日～1月3日を除く
☎ 0538-44-3321

9. 外国籍の方の届出について

◇外国籍の方が亡くなられたとき

外国籍の方が亡くなられたときは、死亡の日から14日以内に、当該中長期在留者または特別永住者の親族または同居人に、在留カードまたは特別永住者証明書（外国人登録証明書）を返納していただく必要があります。この場合、名古屋入国管理局浜松出張所に直接赴いて返納していただくか、郵送をご希望の場合は下記の【郵送先】にお送りください。

返納先、郵送先

名古屋入国管理局 浜松出張所
☎ 053-458-6496
〒430-0929 静岡県浜松市中央区中央1丁目12-4 浜松合同庁舎1階

◇亡くなられた方の配偶者やご家族が外国籍の場合

亡くなられた方の配偶者やお子様などご家族が外国籍で、かつ在留資格が「日本人配偶者等」「永住者の配偶者等」「家族滞在」または「特定活動」の方は、死亡届から14日以内に入国管理局への届出が必要な場合があります。（届出をしないと在留資格を取り消される場合がありますのでご注意ください。）

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

名古屋入国管理局 浜松出張所
☎ 053-458-6496

10. 農業者年金の手続きと相続による農地の取得について

◇農業者年金の受給権者が死亡したとき

亡くなられた方が農業者年金受給権者の場合、死亡関係届出書をJAに提出していただく必要があります。

受給権者が死亡された月分まで年金が支給されますので、未支給年金等がある場合、死亡関係届出書提出時に未支給年金等を請求することができます。

ただし、未支給年金等を請求できる方は、受給権者の死亡時に生計を同じくしていた遺族であった等、一定の要件を満たしている必要があります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

農政課 農地活用推進係
☎ 0538-44-3167

◇農地の権利を相続等によって取得したとき

相続等により農地の権利を取得した場合、農地のある市町村の農業委員会にその旨の届出をする必要があります。

ご希望により、地元で農地の借り手を探して紹介したり、農地の管理についての相談に応ずるなどの支援をいたします。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

農政課 農地活用推進係
☎ 0538-44-3167

11. 袋井市夢の丘墓園にすでに申し込みをされている方

◇和式墓所、芝生墓所、壁型墓所の使用者

以下の場合には届け出が必要となります。

- 1 墓所に墓石等を設置するとき・・・「墓所工事着手届出書」、「墓所工事完了届出書」
- 2 焼骨を墓所に納めるとき・・・「墓所埋蔵届出書」、「埋火葬許可証」
- 3 使用者が変わったとき・・・「墓所使用権承継許可申請書」

◇樹木葬墓所の使用者

〈納骨日について〉

樹木葬墓所へ埋葬を希望する場合には、納骨日の事前予約をしていただく必要がございます。月2回程度、市が定めております日程がございますので、環境・リサイクル推進課まで御連絡ください。なお市が指定した日以外の埋葬はできませんのでご了承ください。

以下の場合には届け出が必要となります。

- 1 焼骨を墓所に納めるとき・・・「墓所埋蔵届出書」、「埋火葬許可証」

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

環境・リサイクル推進課 環境衛生係
☎ 0538-44-3115

MEMO

袋井市外の方も申し込みできます

森林に囲まれた
静かで緑豊かな環境です。



和式墓所

一般的な区画墓所で、お客様が墓石を設置するタイプ
緑石の内側に高さ1.8m以内で墓石や墓誌、塔婆立てなどが設置できます。

永代使用料	袋井市に住民票のある方	250,000円
	袋井市外に住民票のある方	310,000円
管理料(毎年度)		2,910円
区画の広さ	3.0㎡ (1.5m×2.0m)	
墓石設置可能範囲	間口 1.35m×奥行き 1.7m	



芝生墓所

芝生に囲まれていて、お客様が墓石を設置するタイプ
芝生の敷地に、カロートと呼ばれる納骨空間（七寸の骨壺が6つ入ります）が地下に設置されています。
自由な形の墓石が設置できます。

永代使用料	袋井市に住民票のある方	260,000円
	袋井市外に住民票のある方	320,000円
管理料(毎年度)	4,320円	
区画の広さ	3.0㎡ (1.5m×2.0m)	



壁型墓所

墓石（壁面）とカロートが設置されているタイプ
カロートと墓石が設置されていて、家名板や水鉢、香炉等が設置できます。
既設の工作物は造作を加えることができません。

永代使用料	袋井市に住民票のある方	440,000円
	袋井市外に住民票のある方	500,000円
管理料(毎年度)	3,670円	
区画の広さ	1.5㎡ (1.0m×1.5m)	



樹木葬墓所

シンボルツリーの周囲に個々に埋葬を行うタイプ

県内の公営では初めて、シンボルツリーの周囲に個々に埋葬を行う「樹木葬墓所」を整備しました。

永代 使用 料	条件	1 体	2 体
	市内在住	2 0 万円	3 0 万円
	市外在住	2 6 万円	3 6 万円
区画の広さ		0.64㎡ (0.8m×0.8m)	
※永代使用料に含まれる費用 (整備費用、永代維持管理費用、区画石板費用)			



問い合わせ先

437-8666 袋井市新屋一丁目1-1

袋井市役所 環境・リサイクル推進課 環境衛生係

電話：0538-44-3115

E mail : kankyou@city.fukuroi.shizuoka.jp

募集資料につきましては、市役所環境・リサイクル推進課または、浅羽支所でお配りしております。袋井市ホームページにも募集資料を掲載しております。



12. お問い合わせ窓口一覧（詳しくは掲載ページをご覧ください）

	お問い合わせ内容	担当部署	窓口
p.5	死亡届について	市民課 戸籍住民係	市役所本庁舎1階1番窓口 ☎ 0538-44-3112
		市民サービス課(支所)	浅羽支所1階1番窓口 ☎ 0538-23-9211
p.8	障害福祉の手続きについて	しあわせ推進課 障がい者福祉係	市役所本庁舎1階8番窓口 ☎ 0538-44-3114
p.8	年金の手続きについて	保険課 国保年金係	市役所本庁舎1階4番窓口 ☎ 0538-44-3113
		掛川年金事務所	☎ 0537-21-5524(ダイヤルイン)
p.9	介護保険について	保険課 介護保険係	市役所本庁舎1階5番窓口 ☎ 0538-44-3152
p.9	葬祭費について	保険課 保険給付係	市役所本庁舎1階3番窓口 ☎ 0538-44-3191
p.10	亡くなられた方に 子どもがいる場合	こども政策課 給付係	市役所本庁舎1階9番窓口 ☎ 0538-44-3184
p.10	市県民税・森林環境税 について	課税課 市民税係	市役所本庁舎2階23番窓口 ☎ 0538-44-3109
p.10	所得税、相続税について	磐田税務署	☎ 0538-32-6111(代表)
p.11	固定資産税・ 都市計画税について	課税課 資産税係	市役所本庁舎2階22番窓口 ☎ 0538-44-3110
p.11	軽自動車税について	原付(125cc以下)・小型特殊自動車・ミニカー・電動キックボードの場合 納税課 納税証明係 市役所本庁舎2階21番窓口 ☎ 0538-44-3219	
		125ccを超えるオートバイの場合 静岡運輸支局 浜松自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2052	
		三輪・四輪の軽自動車の場合 軽自動車検査協会 静岡事務所浜松支所 ☎ 050-3816-1777	
p.12	市営住宅関係の 手続きについて	建築住宅課 施設管理係	市役所本庁舎3階33番窓口 ☎ 0538-44-3120

	お問い合わせ内容	担当部署	窓口
p.13	住まいに関する 相談について	(不動産登記手続) 静岡地方方法務局 袋井支局 〒437-0026 袋井市袋井366番地 ☎ 0538-42-3545(音声)	
		(住まいに関する相談) ふくろいすまいの相談センター 〒437-0026 袋井市袋井260番地の1 ☎ 0538-44-3321	
p.14	外国籍の方が亡くなられた ときの特別永住者証明書 (外国人登録証明書)の 返納先、郵送先について	〈返納先、郵送先〉 名古屋入国管理局 浜松出張所 〒430-0929 静岡県浜松市中央区中央1丁目12-4 浜松合同庁舎1階	
p.14	亡くなられた方の配偶者や ご家族が外国籍の方の場合	名古屋入国管理局 浜松出張所 ☎ 053-458-6496	
p.15	農業者年金・ 農地の相続について	農政課 農地活用推進係	市役所本庁舎2階28番窓口 ☎ 0538-44-3167
p.16	袋井市夢の丘墓園について	環境・リサイクル推進課 環境衛生係	市役所本庁舎2階26番窓口 ☎ 0538-44-3115

MEMO

13. その他の主な手続き

◇亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	すみやかに	故人が働いていた勤務先に提出する必要があります。
社員証等 (身分証明書)の返却		健康保険資格確認書等やその他、勤務先から貸与を受けていたものがある場合は返却してください。
国民健康保険等への加入		故人の被扶養者だった方は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、 退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	〈必要なもの〉 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳または、基礎年金番号通知書、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号 〈手続き先〉 故人の勤務先を所管する年金事務所 〈その他〉 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。

◇亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が事業者であった場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、通常の開業に必要な届出と同様な手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業の 開業・廃業等届出書	1カ月以内	税務署に提出します。
給与支払事務所等の 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取り やめようとする年の 翌年3月15日まで	
個人事業者の 死亡届出書 (消費税課税事業者の場合)	すみやかに	

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬許可申請の前に新しい改葬先を確保してください。

2 改葬許可申請

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な許可手続きです。
※遺骨や子元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。
必要書類 ・ 改葬許可申請書等
提出先(受取先) 現在、墓地のある市区町村に提出し、
改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

3 遺骨を取り出し(魂抜き)

住職などにお経を上げてもらってから遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

4 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。
※子元供養や散骨の場合は異なります。

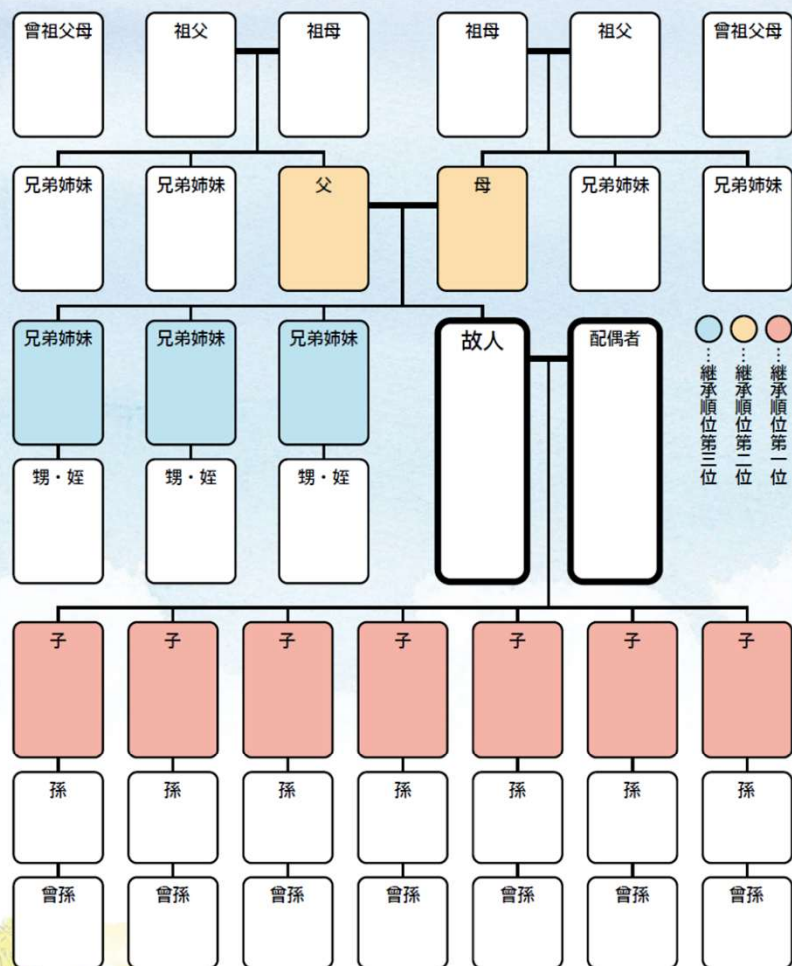
〈改葬許可に関するお問い合わせください〉
袋井市役所 環境・リサイクル推進課 環境衛生係
☎0538-44-3115

◆その他の相続に関する手続き / 相続に関する手続きチェックリスト

	項目	期日	備考
☒	相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☒	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☒	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
☒	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業社に問い合わせることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
☒	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。

	項目	期日	備考
☒	相続放棄・限定承認	3カ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
☒	所得税の準確定申告	4カ月以内	被相続人に1月1日から死亡日までの間に所得があった場合は、相続人がその所得金額及び所得税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内に申告と納税をしなければなりません。
☒	相続税の申告・納付	10カ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円+600万円 ×法定相続人の数
☒	不動産(土地・建物)の相続登記	3年以内	相続(遺言含む)によって不動産を取得した相続人は、その取得を知った日から3年以内に相続の登記をしなければなりません。(令和6年4月から相続登記が義務化されました。)手続きについては、静岡地方法務局袋井支局にご確認ください。

◇ご遺族メモ / 家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続をはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続に利用されることで、相続手続に係る相続人・手続の担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)をご覧ください。

◇ご遺族メモ / 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

◇少し落ち着いてから行う手続きチェックリスト

	項目	期日	手続き窓口	準備するもの・備考
☒	運転免許証返納	早めに	警察署	運転免許証
☒	電気料金の 名義変更・解約		電力供給会社	インターネットでも 手続き可能
☒	ガス料金の 名義変更・解約		各事業所	
☒	水道料金の 名義変更・解約		水道課 ☎ 0538-84-6058	インターネット・FAXでも 手続き可能
☒	NHKの名義変更・解約		NHK	
☒	携帯電話解約		各携帯電話会社	各店頭での解約 住民票除票 届出人の身分証明書等
☒	その他利用サービスの 名義変更・解約		各社	新聞 定期購読物 オンラインサービスなど
☒	クレジットカードの解約		各クレジット会社	各会社より 必要書類を取り寄せる
☒	自動車・バイク等の廃車		陸運支局 軽自動車検査協会	各販売業者でも代行可能
☒	固定電話の 名義変更・解約		各契約会社	